

資料1 三 青森県こども計画策定の経緯

年 月 日		事 項
2023年度 (令和5年度)	6月6日	令和5年度第1回青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査のための検討委員会 ・「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の調査項目について検討
	7月10日	令和5年度第2回青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査のための検討委員会(書面開催) ・「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の調査項目について検討
	9月11日	「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の実施の告示 (青森県告示第五百五十六号)
	9月11日～ 9月25日	「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の実施
	3月13日	令和5年度第3回青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査のための検討委員会(書面開催) ・「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の報告書について報告
	3月28日	「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の報告書の公表(県ホームページ)
2024年度 (令和6年度)	8月18日～ 9月15日	こどもアイデアサミットの開催(6回)
	8月30日	令和6年度第1回青森県こども・若者支援推進会議 ・「青森県こども計画」の策定方針について検討 ・こどもと子育て及び結婚に関する分析について報告
	9月3日	令和6年度第1回青森県こども・若者支援推進本部 ・「青森県こども計画」の策定方針について説明
	9月13日	「青森県こども計画」第1次素案について県庁内意見照会
	11月13日	「青森県こども計画」第2次素案について県庁内意見照会
	11月25日	令和6年度第2回青森県こども・若者支援推進会議 ・「青森県こども計画」素案について検討 ・こどもアイデアサミット(意見交換会)の結果について報告
	12月5日	青森県議会総務政策こども委員会 ・パブリック・コメントの実施について説明
	12月26日～ 1月24日	パブリック・コメントの実施
	2月17日	令和6年度第3回青森県こども・若者支援推進会議 ・「青森県こども計画」原案について検討
	2月28日	令和6年度第2回青森県こども・若者支援推進本部 ・「青森県こども計画」原案の決定

資料2 三 こどもアイデアサミット（こどもの意見交換会）

「青森県こども計画」に、こどもの意見等を反映させるため、2024年（令和6年）において、県内6か所で「こどもアイデアサミット」を開催しました。

「こんな学校だったらいいのに」「こんな仕事があったらいいのに」「こんな場所があったらいいのに」などをテーマに「青森県にあったらいいのに」を発見するワークショップを行い、話し合われた内容をこどもたちに発表してもらいました。



意見の反映状況については、右記二次元バーコードよりご覧ください。

1 開催日時・場所・参加者数

場 所	開催月日	会 場	参加者数
十和田市	8月18日（日）	サンバスタンド	7名
五所川原市	8月20日（火）	みどりの風ルミナス	9名
青森市	8月21日（水）	器（桂木常設モデルハウス）	9名
弘前市	8月24日（土）	コミュニティスペース 月と山と	15名
八戸市	9月14日（土）	風笑堂	5名
むつ市	9月15日（日）	ムチュ☆らんど	6名

2 対 象

県内在住の小学校高学年から高校生まで

<当日の様子>



<こどもたちから出た意見をテキストマイニングに表したもの>



1 設置根拠

青森県附属機関に関する条例

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

<別表第1>

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県こども・若者支援推進会議	1 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第十条第一項の規定により定める県におけるこども施策についての計画に関する事項を調査審議すること 2 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項の規定により、県子ども・子育て支援事業支援計画に関し同法第六十二条第五項に規定する事項を処理すること 3 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること 4 子ども及び若者の支援に関する重要事項を調査審議すること	会長 委員	1 子ども若しくは若者又はこれらの保護者 2 市町村長 3 事業主を代表する者 4 労働者を代表する者 5 子ども又は若者の支援に関する事業に従事する者 6 学識経験を有する者	20人以内	2年	委員の互選

2 委員名簿

(五十音順、敬称略)

職 名	氏 名	役職名等
委 員	おい かわ だい き 及 川 大 希	公募委員
委 員	おお むら ミ ツ 大 村 ミ ツ	公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会 会長
委 員	かく た ゆ き 角 田 有 希	青森県児童養護施設協議会 会員
委 員	かみ たい ゆう き 上 平 裕 貴	日本労働組合総連合会青森県連合会 副事務局長
委 員	く どう ふみ こ 工 藤 史 子	公益社団法人青森県医師会 常任理事
委 員	くろ さわ のぞみ 黒 沢 のぞみ	一般社団法人青森県保育連合会 常務理事
委 員	こん たく や 今 卓 也	青森県私立中学高等学校長協会 会員
委 員	さ さ き たか まさ 佐々木 孝 昌	青森県市長会 五所川原市長
委 員	さ どう や え 佐 藤 や え	青少年育成青森県民会議 副会長
委 員	せい の ま ゆ み 清 野 眞由美	NPO法人弘前こどもコミュニティ・ピーぶる 代表理事
委 員	た な ば し の ぶ 田名場 忍	弘前大学 教授
委 員	とり や べ まき こ 鳥谷部 牧 子	公益社団法人青森県看護協会 常務理事
委 員	なか じま ひろ あき 中 嶋 裕 明	青森県小学校長会広報部 副部長
委 員	なか た さ き こ 中 田 早樹子	公募委員
委 員	なか やま かい 中 山 佳	青森県商工会議所連合会五所川原商工会議所 副会頭
委 員	な ら あ き の 奈 良 亜希乃	青森県弁護士会 弁護士
委 員	はな だ えい ずけ 花 田 栄 介	青森県議会総務政策こども委員会 委員長
会 長	ふな き あき お 船 木 昭 夫	青森大学 教授
委 員	よこ おか ち わ こ 横 岡 千和子	青森県PTA連合会 会長
委 員	よね た だい きち 米 田 大 吉	NPO法人プラットフォームあおもり 理事長

1 設置根拠

青森県こども・若者支援推進本部設置要綱

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

2 本部員名簿

(職名・組織順)

職 名	役 職 等
本 部 長	知 事
副本部長	副知事(こども家庭部を所管する副知事)
本 部 員	副知事(こども家庭部を所管しない副知事)
	総務部 部長
	財務部 部長
	総合政策部 部長
	こども家庭部 部長
	交通・地域社会部 部長
	環境エネルギー部 部長
	健康医療福祉部 部長
	経済産業部 部長
	観光交流推進部 部長
	農林水産部 部長
	県土整備部 部長
	危機管理局 局長
	国スポ・障スポ局 局長
	会計管理者
	東青地域県民局 局長
	中南地域県民局 局長
	三八地域県民局 局長
	西北地域県民局 局長
	上北地域県民局 局長
	下北地域県民局 局長
	病院事業管理者
	教育長
	警察本部長

1 設置根拠

青森県母子保健計画見直しワーキングチーム運営要領

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

2 委員名簿

（五十音順・敬称略）

職 名	氏 名				役職名等
メンバー	あみ 網	づか 塚	たか 貴	すけ 介	青森県立中央病院 こども・家庭支援推進監 成育科部長
メンバー	いけ 池	だ 田	とし 智	ふみ 文	青森県立中央病院新生児科 部長
メンバー	お 尾	ざき 崎	たか 浩	し 士	青森県立中央病院総合周産期母子医療センター センター長
メンバー	ご 後	とう 藤	たか 高	し 志	青森県医師会 常任理事
メンバー	たか 高	はし 橋	そう 聡	た 太	八戸市立市民病院周産期センター 所長
メンバー	た 田	さき 崎	ひろ 博	いち 一	青森県精神科病院・診療所協会 会長
メンバー	た 田	なか 中	かん 幹	じ 二	国立病院機構弘前総合医療センター産婦人科 部長
メンバー	た 田	なか 中	ひろし 完		青森県医師会 常任理事
メンバー	た なかだて 田中館	ま ゆ み 真由美			青森県市町村保健師活動協議会 副会長
メンバー	の 野	むら 村	ゆ み こ 由美子		青森県保健所長会 会員
メンバー	はす 蓮	お 尾	ゆたか 豊		あおもり思春期研究会 会長
メンバー	み 三	うら 浦	はつ 初	え 枝	青森県助産師会 会長
リーダー	よこ 横	やま 山	よし 良	ひと 仁	弘前大学大学院医学研究科産科婦人科学講座 教授

資料6

青森県社会的養育推進計画見直しワーキングチーム
(青森県社会的養育推進計画関係)

1 設置根拠

青森県社会的養育推進計画見直しワーキングチーム設置要綱

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

2 委員名簿

(五十音順・敬称略)

職 名	氏 名	役職名等
委 員	おか だ かな こ 岡 田 加奈子	青森県乳児院連絡協議会 会長
委 員	か さい ひろ かず 葛 西 広 和	青森県中央児童相談所 所長
委 員	き なみ よし みつ 木 浪 善 光	青森県里親連合会 会長
委 員	く どう ひょう が 工 藤 彪 芽	社会的養護経験者
委 員	こおり かわ よし つべ 郡 川 善 嗣	青森県ファミリーホーム協議会 会長
座 長	こ どう たつ や 後 藤 辰 也	青森県児童養護施設協議会 会長
委 員	と き ゆう ずけ 土 岐 優 助	社会的養護経験者
委 員	との さき み や こ 外 崎 美矢子	五所川原市子育て支援課こども家庭センター センター所長
委 員	ぬま た とおる 沼 田 徹	弁護士
委 員	の むら ゆ み こ 野 村 由美子	青森市保健所 所長
委 員	みなもと 源 あきら 源 明	母子生活支援施設小菊荘 寮長
委 員	よし だ み ほ 吉 田 美 穂	弘前大学大学院教育学研究科 教授

1 設置根拠

青森県こども未来県民会議設置要綱

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

2 構成員名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	
知 事	みや した そういちろう 宮 下 宗一郎
メンバー	お やま ゆ り 小 山 悠 里
	かめ やま る か 亀 山 瑠 香
	く どう ふみ こ 工 藤 史 子
	こし た あ や こ 越 田 安耶子
	さか もと み か こ 坂 本 美香子
	た なか あや の 田 中 綾 乃
	たね だ え り か 種 田 英里香
	まき の せい こ 牧 野 晴 子
	やま うち ゆう 山 内 優
	わ だ かず え 和 田 和 恵

3 こども・子育て「青森モデル」

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

1 子どもと子育て及び結婚に関する調査結果

青森県こども計画の策定に当たり、県内在住の0～18歳の子どもを持つ親、20～30代の独身者を対象に、近年の出生率の低下、核家族化、都市化の進展や女性の社会参画など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況について調査を実施しました。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

2 参考法令

● こども基本法（こども計画策定の根拠法）

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● こども大綱（青森県こども計画の策定に当たり勘案）



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 子ども・若者育成支援推進法（子ども・若者育成支援推進計画の根拠法）

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 （こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の根拠法）

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 母子及び父子並びに寡婦福祉法（母子家庭等自立促進計画の根拠法）

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 次世代育成支援対策推進法（次世代育成支援行動計画の根拠法）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援事業支援計画の根拠法）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 母子保健計画策定指針（母子保健計画の根拠）

第一 母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、地域の母子の健康の他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。（以下略）



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 児童福祉法（社会的養育推進計画の根拠法）

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。



▲二次元
バーコードより
ご覧ください。